

農山漁村地域整備交付金の概要

- 農山漁村地域の活性化を図るため、農林水産業の基盤整備を進めるとともに、地震・津波や集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応した防災・減災対策を推進することが重要。
- 都道府県又は市町村の裁量により、生産現場の強化や防災力の向上につながる強い農林水産業のための基盤づくりを推進。

交付金の仕組みと特徴

「農山漁村地域整備計画」を都道府県、市町村が策定して実施

農業農村基盤整備 + 森林基盤整備 + 水産基盤整備 + 海岸保全施設整備

地域の自主性に基づき、農・林・水にまたがる広範かつ多様な事業を自由に選択
(都道府県が各地区に予算を配分)

農山漁村地域整備と一体となって、事業効果を高めるために必要な効果促進事業の実施が可能

都道府県の裁量による弾力的かつ機動的な運用が可能
(農・林・水横断的な予算融通が可能)

自治体は計画・進捗状況・事後評価を公表
(客観性・透明性の確保)

※この他、盛土による災害の防止に向けた緊急的な対策等を支援

地域の創意工夫を活かした農山漁村地域の総合的な整備の実施

交付金を活用した事業の実施例

【農業農村基盤整備】



【水産基盤整備】



【森林基盤整備】



【海岸保全施設整備】



農山漁村地域整備交付金の概要

1. 趣旨

農業農村、森林、水産毎の整備を見直し、地域の創意工夫を活かした農山漁村地域の総合的な整備を進めるため、自治体がニーズにあった計画を自ら策定し、農林水産省の各公共事業を自由に選択できるとともに事業効果を高めるための事業も実施可能な、自由度が高く使い勝手の良い交付金を平成22年度に創設。

2. 事業内容等

(1) 都道府県又は市町村は、以下の事業を自由に選択し、農山漁村地域整備の目標等を記載した「農山漁村地域整備計画」を策定。

①農業農村分野：農用地整備、農業用排水施設整備等

②森林分野：路網整備、予防治山等

③水産分野：漁港漁場整備、海岸保全施設整備等

④盛土分野：盛土による災害防止に向けた緊急的な対策等

⑤効果促進事業：上記①～④と一体となって事業効果を高めるために必要な事業（全体事業費の20%以内）

(2) 国から都道府県等に交付金を交付し、都道府県等は自らの裁量により地区毎に配分。都道府県等の裁量で農・林・水横断的な地区間・施設間の予算融通が可能。（補助率は既存事業の補助率等）

(3) 都道府県等は計画・進捗状況・事後評価を公表。

(4) 復興、防災対策として以下の事業を実施

水産分野：津波被害に対する海岸保全施設の緊急整備（被災地対策）

3. 交付金の流れ

国 → 都道府県、市町村 → 土地改良区、森林組合、漁協等

4. 一括交付金からの移行

地域自主戦略交付金の廃止に伴い、平成24年度補正予算より一括交付金のメニューを本交付金に移行。

(参考) 「日本経済再生に向けた緊急経済対策」平成25年1月11日閣議決定（抄）

平成25年度に地域自主戦略交付金を廃止し、各省庁の交付金等に移行した上で重要な政策課題に対応する。

1 農山漁村地域整備計画について

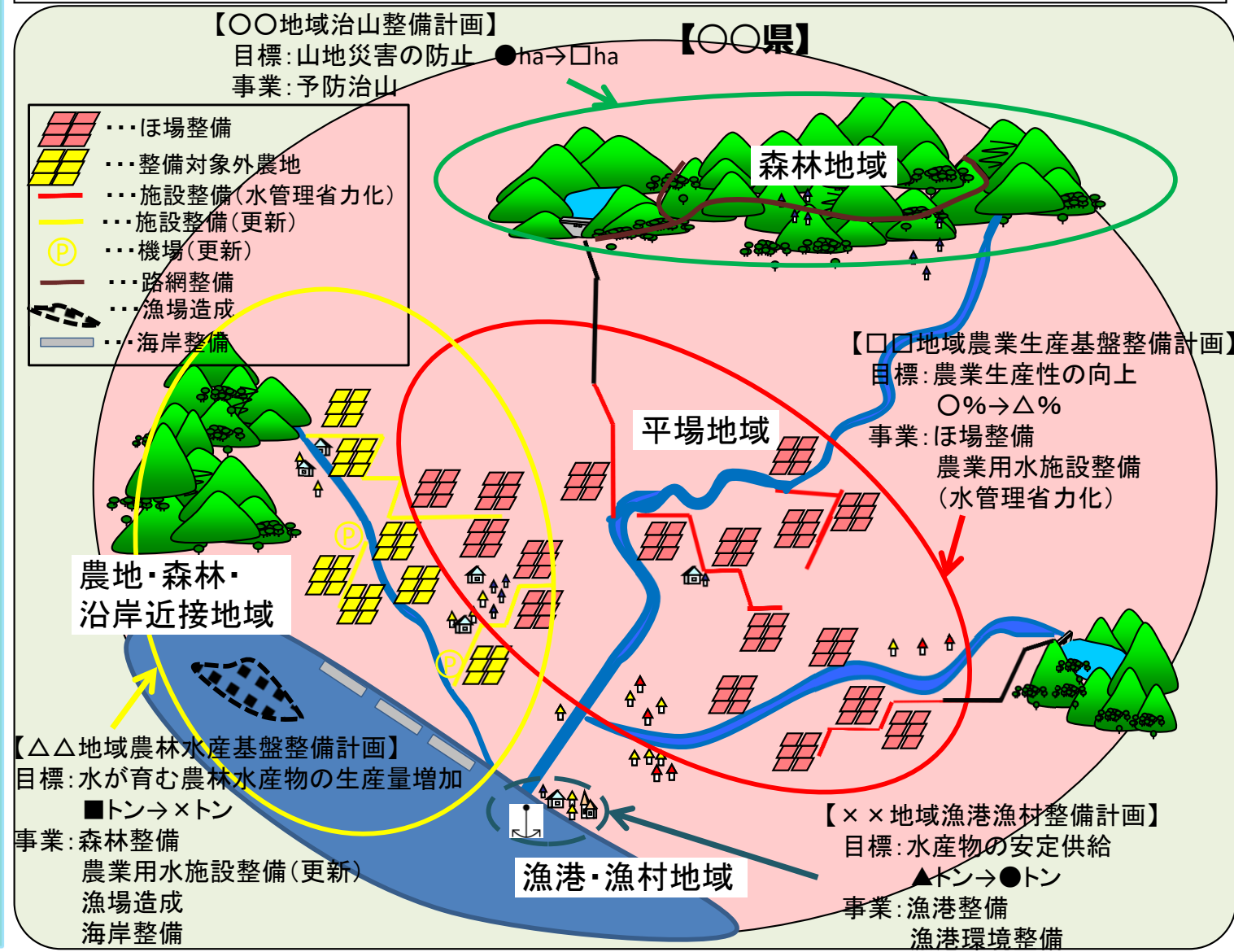
- 地域の実情に応じた整備が可能となるよう自由度が高い計画を都道府県等が策定(計画の範囲等は地方が決定)
- 国から都道府県単位で交付金を交付し、都道府県は自らの裁量で地区ごとに配分

農山漁村地域整備計画の概要

- (1) 整備計画の名称
- (2) 計画策定主体
[都道府県又は市町村]
- (3) 対象市町村
[計画策定範囲内の市町村名を記載]
- (4) 整備計画の期間
[おおむね3~5年の計画期間を記載]
- (5) 整備計画の目標
[事業の実施により実現しようとする目標を記載]
- (6) 定量的指標
[整備計画の目標の実現状況等を評価するための指標を記載]
- (7) 対象事業
[整備計画に位置づける個別の事業地区を記載]

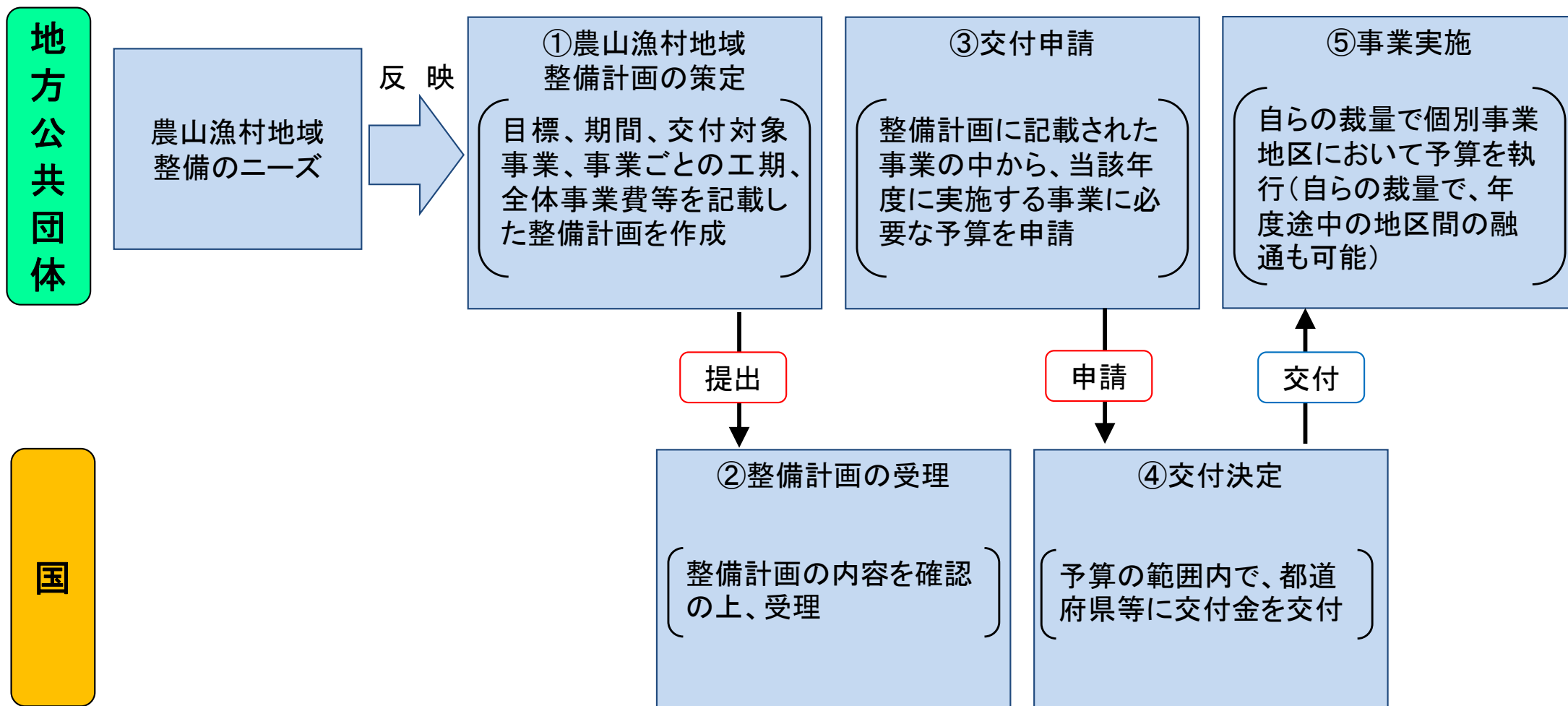
■整備計画のイメージ例

地方公共団体が、地域の実情に応じて計画エリア・目標を設定し、その目標達成に必要な事業を整備計画に位置付ける。



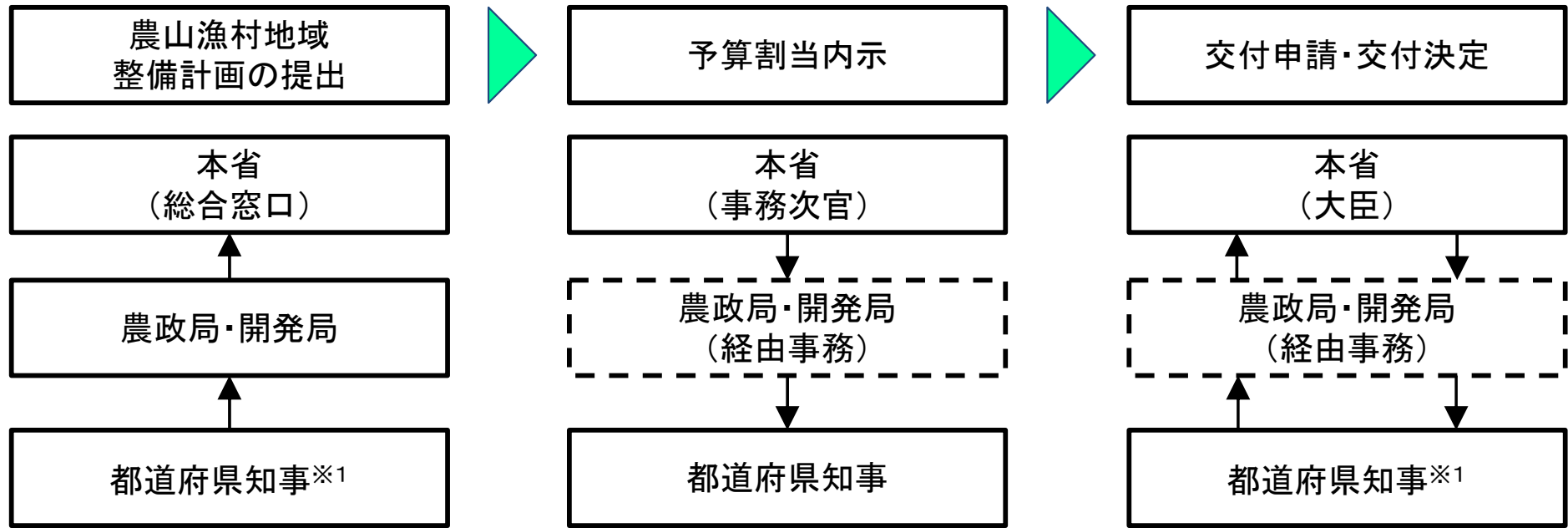
2 農山漁村地域整備交付金の交付の流れ

- 都道府県又は市町村の事業ニーズに沿った「農山漁村地域整備計画」に基づき、国は予算の範囲内で都道府県又は市町村に交付金を交付
- 都道府県又は市町村は、自らの裁量により、個別事業地区において予算を執行



3 農山漁村地域整備交付金の交付手続き

交付ルート



※1 水産分野の一部事業等については、市町村長が都道府県知事を経由し、農山漁村地域整備計画の作成・提出及び交付申請することが可能。

※2 予算割当内示・交付決定に係る事務は本省で実施(大臣名で割当内示・交付決定)

※3 予算割当内示後、交付申請・決定前に交付決定前着手届を提出のうえ、事業着手する事も可能。(ただし、条件付き)

農政局が実施する業務

<農山漁村地域整備計画>

- ① 農山漁村地域整備計画の受理・進達
- ② 事業要件の確認
- ③ 計画書書類確認
- ④ 添付書類確認
- ⑤ 必要に応じ現地確認
- ⑥ 関係行政庁との連絡調整

<予算割当内示>

- ① 地方公共団体への内示通知

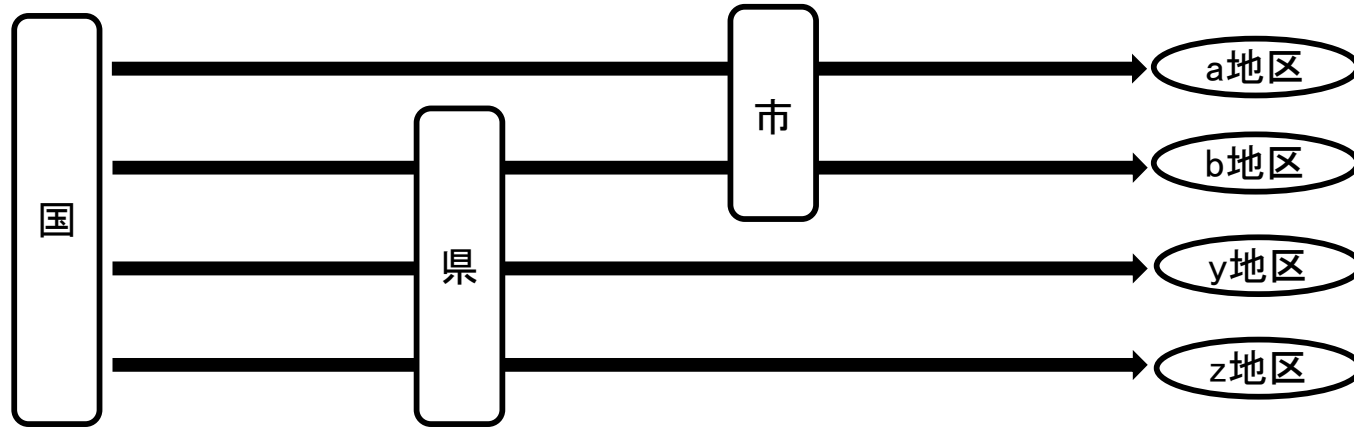
<交付申請・交付決定>

- ① 交付申請書等の受理・進達
- ② 交付の申請に係る書類の審査及び必要に応じ行う現地調査等
- ③ 変更承認に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等
- ④ 額の確定の通知
- ⑤ 事業の遂行命令
- ⑥ 財産処分の承認 等

4 予算配分等における都道府県又は市町村の裁量について

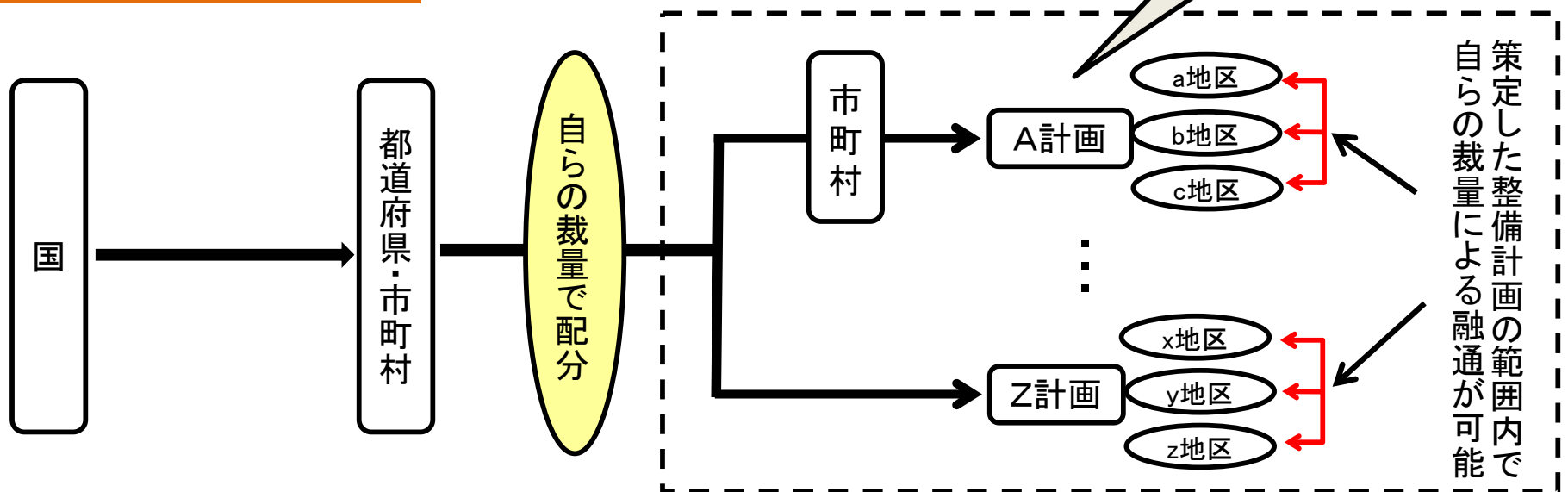
○ 都道府県又は市町村の裁量により、予算の配分や地区間の融通が可能。

補助金の場合



事業の円滑な実施のため、
① 都道府県単位
② 県内ブロック単位
③ 市町村単位
④ 地区単位
等、地域の実情に応じた整備計画エリアの設定が可能

農山漁村地域整備交付金の場合



策定した整備計画の範囲内で
自らの裁量による融通が可能